

地方公共団体による「国外と関連を持つ事務」の処理の一断面

——被爆者援護法に着目して——

太田 匡彦

一 問題の所在

最高裁判所は、最判平成二七年九月八日民集六九卷六号一六〇七頁（以下、平成二七年最判）において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下、被爆者援護法または法）一条にいう被爆者で日本国内に居住地及び現在地を有しないものが日本国外で医療を受けた場合にも、法一八条一項が適用されるとした。これは、日本国外に所在する者に日本国外で生じた事象について被爆者援護法を適用した、つまり域外適用を行ったことを意味する。もっとも、この判決は、被爆者援護法の適用範囲に関して突然生じた判決というわけではなく、いわゆる郭貴勲訴訟に係る大阪地判平成一三年六月一日判タ一〇八四号八五頁、大阪高判平成一四年一二月五日判タ一一一〇号一九四頁以来、日本国外に居住する被爆者（以下、本稿は被爆者健康手帳をまだ取得していない者も含めて被爆者の言葉を用いる）が被爆者援護法の適用範囲をめぐって提起した一連の訴訟の終局点とも言うべきも

のであり、顧みれば、この郭貴勲訴訟以来の多くの下級審判決は、被爆者援護法の域外適用を認めてきたと言える。⁽²⁾ また、これらの判決に引きずられる形でなされた被爆者援護法及びその付属政省令の改正により、国外居住被爆者に対して法の定める措置を行うための手続も明確化されてきている。

本稿が着目するのは、この国外に居住する被爆者に対する被爆者援護法の適用、具体的にはこの者との関係における被爆者援護法の定める事務の処理が地方公共団体によって行われている点である。このことは、被爆者援護法の域外適用、いわゆる国家管轄権の域外行使⁽³⁾が個々のケースとの関係において実際上は地方公共団体によって行われていることを意味する。⁽⁴⁾ 本稿は、このような事務処理が地方公共団体によって行われていること自体に着目し、地方公共団体の事務の性格という観点から、この点に関する短い考察を行いたい。具体的には、国外に居住する被爆者に対する被爆者援護法上の事務処理権限（管轄）がどのように定まっているかを確認した上で（二）、これが地方公共団体の処理する事務としていかなる位置づけ・特色を示すかを考えたい（二三）。

本稿の具体的検討は、国外との関連を有する事務の地方公共団体による処理が必ずしも特異なものとは言えず、むしろ「地域における事務」との連続性を示すことを明らかにするであろう。

二 被爆者援護法の域外適用の管轄

（一）被爆者援護法に定める事務処理権限の一般的分配——国内居住被爆者との関係

国外居住被爆者との関係における被爆者援護法上の事務処理権限の分配を検討するに先立って、同法に基づく

事務処理権限の一般的分配をまず確認しておく。

被爆者援護法は、大きく分けると、健康診断・指導（法七条、九条）、医療（法一〇条以下に定めるいわゆる認定疾病に対する医療の給付（法一〇条）・認定疾病に対する医療費の支給（法一七条）・一般疾病医療費の支給（法一八条）、各種手当の給付（法二四条以下）、各種の福祉事業（法三七条以下）の援護を用意している。同法の規定だけを見るならば、医療に係る援護を構成する三つの給付については厚生労働大臣（国）が行い、それ以外の援護については都道府県知事が行うこととされている。しかし、認定疾病に対する医療費の支給に係る事務処理権限と一般疾病医療費の支給権限とは、委任命令に基づいて都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長が行うこととされており（法五一条、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下、令とだけいう）二二条一項）、⁽⁵⁾認定疾病に対する医療の給付も指定を受けた医療機関が行うから、⁽⁶⁾被爆者自身との関係で国自身が事務処理することは、認定疾病に対する給付を行うための要件であるいわゆる原爆症認定（法一一条）を除けば、実際上はない。すなわち、被爆者自身との関係での被爆者援護法に定める事務の処理の多くは、都道府県によって行われる。

このことを前提として、日本国内に居住・現在する被爆者と直接の関係に立つ事務の処理権限は、当該被爆者の居住地（又は居住地のない場合には現在地。以下、後者の点は特に必要のない限り言及しない）の都道府県知事が有する（被爆者健康手帳につき法二条一項、認定疾病に対する医療費の支給につき原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（以下、規則とだけいう）二二条一項、一般疾病医療費の支給につき規則二六条一項、医療特別手当につき規則二九条一項などを参照）。また、原爆症の認定の申請も、居住地の都道府県知事を経由

して行うこととされている（令八条一項）。

（二） 在外被爆者に対する事務処理権限の分配

では、国外に居住する被爆者との関係での被爆者援護法上の事務の処理権限（管轄）はどのように分配されているか。国外に居住する被爆者に対して実際に適用されている援護に係る事務の処理権限は、次のような形で分配されている。⁽⁷⁾

第一に、日本国内において被爆者健康手帳（法二条。以下、手帳とのみいうことがある）を申請しその交付を受けた後に日本を出国し、現在は国外に居住する被爆者との関係での事務処理権限は、後に述べる明示の定めのない限り、出国前最後の居住地の都道府県知事が有する（手帳に関する事務につき令四条、五条二項、規則七条二項・四項、七条の二第一項二番目の括弧書き、八条、各種手当につき規則七条の二第一項二番目の括弧書き、二九条一項、四四条一項、四八条一項等。また規則三五条の三第二項、これを準用する規則四六条、五〇条等も参照）。⁽⁸⁾

第二に、日本国内で被爆者健康手帳を取得していなかった被爆者は、現在、国外から被爆者健康手帳を申請し交付を受けることができる。この場合の手帳交付に係る事務処理権限は、法一条各号に定める被爆者たるための事由のいずれかに該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事——具体的には広島県知事・長崎県知事・広島市長・長崎市長——が有する（法二条二項）。また、これらの都道府県知事は、この類型の被爆者が手帳の交付を受けた後も日本国内に居住地を有しないままである場合の、手帳に関する各種事務の処

理権限を持ち（規則七条二項二番目の括弧書き、七条の二第一項二番目の括弧書きの中の二番目の括弧書き、八条。令五条二項も参照）、さらに医療特別手当等の各種手当受給に係る要件具備の認定などの各種事務についても処理権限を有する（規則七条の二第一項二番目の括弧書きの中の二番目の括弧書き、二九条一項、四四条一項、四八条一項など。また三五条の三第二項、これを準用する規則四六条、五〇条等も参照）。なお、日本国外から手帳の交付を申請し、手帳の交付を受けた後に日本国内に居住地を有し、その後また出国して日本国外に居住地を有するに到った被爆者は、第一の場合に該当する。

第三に、特定の給付に関して、国外居住被爆者に関する事務処理権限が特定の主体（行政機関）に集約的に与えられる場合がある。すなわち、いわゆる認定疾病に対する医療費の支給（法一七条一項）、一般疾病医療費の支給（法一八条一項）につき、大韓民国に居住地を有する被爆者に対しては長崎県知事が、国外に居住地を有するそれ以外の被爆者に対しては広島県知事が事務処理権限を有する（規則二二条二項、二六条二項⁹）。

そして以上の結果として、国外に居住する被爆者との関係においても、原爆症認定を除けば、国が事務処理権を持つことはない。¹⁰

三 考 察

以上の確認を前提に、国外に居住する被爆者に対して地方公共団体が被爆者援護法上の事務を処理するという事象につき、地方公共団体の事務という観点からいかなる考察が可能か。

(一) 事務の区分

まず、被爆者援護法上の事務が自治事務か法定受託事務かを確認しておく、被爆者援護法上、被爆者に対する手帳の交付等手帳に係る事務、医療の給付（医療費の支給も含む）に係る事務、各種手当の支給は、第一号法定受託事務と位置づけられている（法五一条の二、令二三条⁽¹²⁾）。そもそも、国内に居住する被爆者との関係でもこれらの事務は第一号法定受託事務と位置づけられているのだから、地方公共団体が国外の事象・人に対して事務の処理を義務づけられていることとこの事務区分との間に直接の関連は差し当たりは設定されていないと考えるべきであろう。

(二) 地域における事務との関係

それでは、国外居住被爆者との関係での事務処理と地方公共団体の処理する「地域における事務」「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる」事務との関係はどう考えるべきか。⁽¹³⁾

(1) 国外居住被爆者との関係での被爆者援護法上の事務の処理は、「地域における事務」ではないと判断させる要素を多く持つ。国外に居住する被爆者は、事務処理を担当する地方公共団体の区域外に居住するのであって、当該地方公共団体の住民ではなく、また区域内に現在しているわけではない。さらに言えば、国外で医療を受けた場合の医療費の支給を考えると、支給原因となる事象も国外、つまり区域外で生じている。したがって、国外居住被爆者との関係における被爆者援護法上の事務の処理は、地域との関連はなく「地域における事務」とは言えず、「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる」事務であるかのようにも見え

る。しかし、以下の点を考える必要がある。

(2) 第一に、地方公共団体（都道府県）が被爆者援護法上の事務の処理を行う典型は、自らの区域内に居住する被爆者に対するものであり、したがって、最も多く表れるであろうものは、自らの住民に対する事務処理である。⁽¹⁴⁾とすれば、この関係での被爆者援護法上の事務処理は「地域における事務」と理解できる。同一の法的根拠に基づく同一内容の事務を、相手方との関係にのみ着目して「地域における事務」と「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる」事務とに切り分けることの必要性は問われて然るべきであろう。⁽¹⁵⁾

第二に、国外居住被爆者に対する事務処理権限の中で、多くの地方公共団体に関わる権限（管轄）は、当該被爆者が出国前に当該地方公共団体に居住地を有していたことによって基礎づけられている。これは、多くの場合、当該被爆者が元住民であることを意味する。また、国外に居住する地方公共団体の元住民で日本国籍を保有する者との関係で地方公共団体が行う事務処理の一例を、在外選挙人名簿の作成・管理（公職選挙法三〇条の二以下）、⁽¹⁶⁾国政選挙における在外選挙人からの投票に係る事務の処理に見出せる。在外選挙人の投票が、当該在外選挙人が記載されている在外選挙人名簿を管理する市町村における投票に統合されて開票される以上、この事務は「地域における事務」と言っても良いか、そうではないとしても「地域における事務」との差異は僅少であると理解すべきであろう。地方自治法は住民の地位を現在の居住によつてのみ基礎づけており（地方自治法一〇条一項）、そのことには重大な意味があるけれども、他方で、地方公共団体を基礎づける住民の連帯に通時的な要素がまったく位置を占めないかといえそうではない。⁽¹⁷⁾とすれば、この点についてはなお慎重な考慮が必要である

ものの、元住民に対する事務処理であるという要素は、地域における事務の処理とある種の連続性を示すと理解する余地はあろう。

第三に、他方で、日本国内に居住している間に被爆者健康手帳の交付を受けなかった国外居住被爆者（交付後に日本国内に居住した者は除く）に対する事務処理権限——広島県・長崎県・広島市・長崎市が有する——も、当該地域と無縁ではない。というのも、このような国外居住被爆者に対する事務処理権限を基礎づける事情は、被爆といった被爆者たることを基礎づける事由が当該地方公共団体の区域内で発生したことだからである。

第四に、医療費の支払いを直接に基礎づける事由としての国外の医療機関における受診と「地域における事務」との距離についても注意を要する。国内に居住する被爆者が海外で医療機関から医療を受けた場合にも被爆者援護法に基づく医療費の支払いはなされる⁽¹⁸⁾し、国民健康保険の被保険者が海外から医療を受けた場合にも国民健康保険給付としての療養費の給付がなされる⁽¹⁹⁾。これらは、住民に対する事務の処理として「地域における事務」と位置づけるべきものであろう。したがって、国外で生じた事象に対して法を適用し事務を処理することが当然に「地域における事務」としての性質を失わせるとは言えない。もともと、国外居住被爆者が国外で医療を受けた場合の事務処理については、元住民である、あるいは過去に区域内で被爆した等の関連を有する者に国外（「区域外」）で生じた事象に関する事務処理として、「地域における事務」との距離がいわば二重に生じていることも否定できない。被爆者援護法に定める医療費の支給（法一七条、一八条）の事務処理権限が、国外居住被爆者の居住地に応じて広島県と長崎県に集約されていることは、集約による事務処理の便宜に加えて、この「地域における事務」との距離の反映と理解できよう。

(三) 観察結果

本稿の観察結果をまとめると次のようになる。

(1) 国外での事象、国外に所在する人々との関係でなされる事務の処理であることは、法定受託事務が自治事務かの区分とは差し当たり連動していない。考察段階で持ち出された公職選挙法と国民健康保険法も見ておけば、国政選挙に関する事務、在外選挙人名簿のみならず選挙人名簿に関する事務は第一号法定受託事務である(公職選挙法二七五条一項)。他方で、海外での受診に対する療養費払いは、通常の療養費の支給と異なるものではなく、通常の保険給付と同じく自治事務である(国民健康保険法一九条の二参照)。

(2) 国外での事象、国外に所在する人々との関係でなされる事務の処理だからといって「地域における事務」でないとは言にくい事務は想定しうるし(国民健康保険・公職選挙法に関して述べたところを参照)、「地域における事務」ではないとしても地域との繋がりを失っているとはなお言いがたいものもある。⁽²⁰⁾とすると、地方公共団体の事務処理が国外と関連を持つとしても、その事務を、地方公共団体の本来的任務と言えない事務が国によって義務づけられたものとは単純に考えない方が良くかもしれない。この認識は、一方で、地方公共団体がこのような事務を自らの「地域における事務」、すなわち本来的事務ではないとして消極的態度を採ることについて再考を促す機能を持つだろうし、他方で、国が地方公共団体の事務処理のあり方についてこの局面に関する限りはいくらかでも助言等によって関与できると考えることについても再考を促す機能を持つだろう。⁽²¹⁾

ただし、以上に検討した諸例は、国外における事象・人々との関係で生じる事務が地方公共団体によって処理されるべき事務だとまでは言えないことも示す。国外居住被爆者に対しては国が事務を処理することとしても、

在外日本国民の選挙権行使のために海外選挙区を編成し、この選挙区における事務は国が自ら処理することとしても、その性質上不当とは言えまい。⁽²²⁾ 国民健康保険も、その性質に照らして地方公共団体の事務とする必然がある訳ではない。

(3) さらに言えば、国外に居住する人々との関係において地方公共団体により処理される事務は、人の国際的移動が増大する中で例外的事象ではなくなるかもしれない。総務省は、「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応し、『在外邦人のアイデンティティの公証』（より広範な空間軸における居住関係の公証）や『個人の生涯にわたるアイデンティティの公証』（より長期の時間軸における居住関係の公証）を可能とする住民基本台帳制度・公的個人認証サービスのあり方について、検討を行うことを目的とする」研究会を立ち上げている。⁽²³⁾ もし、このような制度・サービスの管理・運営を地方公共団体が行うのであれば、それは、国外に居住する元住民、あるいは本籍地が自らの区域内に存する以上の繋がりを持たない人々に対する事務となることが予想され、かつ、それは一般的な広がりを持つ事務となるかもしれない。このような事務の性格を「地域における事務」との関連で検討し、返す刀で「地域における事務」ひいては地方公共団体の処理する事務の性質を明瞭な理解の下に置いておくことは、地方公共団体を国から事務を与えられて（義務づけられて）活動する団体に陥らせないために意味を持つ。

(4) 他方で、本稿の考察は、いつ、個人は元住民としての、あるいは元の所在地との繋がりにから自由になれるか、という問題も投げかける。本稿が考察対象とした被爆者援護法では、国外居住被爆者が適用を求めるので、この問題は顕在化しない。相手方から求められる限りでのみ繋がりを保ち事務を処理するという態度を採る限り

は問題ないかもしれない。しかし、繋がりを押しつけ、繋がるように誘導すれば、自由との関係は曖昧になる。移転した先で正当に地位を認められること、例えば住所を当然に認められ住民とされることとともに、移転することでこれまでの関係を整理し断ち切れること、両方の側面が、地方公共団体との関係で人々が自由であるために必要であると思われる⁽²⁴⁾。この点は、また別のしかし関連する大きな問題として残される。

- (1) さしあたり、田村和之編『在外被爆者裁判』（二〇一六年）を参照。
- (2) 実際、郭貴勲訴訟に係る前掲大阪地判、大阪高判は、域外適用の問題であることを明確に意識した判示を持つ（前者につき判タ一〇八四号九九頁、後者につき判タ一一一〇号一九九頁）。
- (3) 国家管轄権の観念およびその域外行使に関してさしあたり参照、酒井啓亘ほか『国際法』（二〇一一年）八三―九九頁（寺谷広司）、Christopher Staker, *Jurisdiction, in Malcolm D. Evans ed. International Law 4th ed.* (2014), pp. 309-335.
- (4) これは国内法に照らした実際の観察であり、地方公共団体が国際法上の主体として活動しているという主張をしているわけではない。
- (5) また、多くの事務について、広島市（長）及び長崎市（長）は、都道府県（知事）と同じ処理権限を持つ（法四九条、令二条、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則一条）。以下では、特に必要のある場合を除いて言及しない。
- (6) この指定権限（およびその取消権限）も、法律上は厚生労働大臣が有するものの（法二二条一項）、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととされている（法五一条、令二二条一項）。
- (7) 現物給付の形をとる健康診断、認定疾病に対する医療の給付、地方公共団体の負担が生じる介護手当（法三一条、令二一条参照）、両方の性格が妥当する各種の福祉事業について、実務はなお国外居住者への適用を行っていない（実務が健康診断、介護手当の給付を行っていないことは、規則七条の二第二項二番目の括弧書きにおいて示されている都道府県知事の概念が指示する範囲に関する定めの適用範囲において示されている）。平成二七年最判の射程も絡んで検討すべき問題ではあるものの

(参照、清水知恵子「判解」曹時六九卷八号(二〇一七年)二二九六頁以下(二二二一三三頁)、岡田正則「判批」法学教室四二四号(二〇一六年)五三頁以下(五八頁)、福永実「判批」新・判例解説 Watch 一八号(二〇一六年)五七頁以下(六〇頁)、中山代志子「判批」賃社一六五三三号(二〇一六年)四九頁以下(六〇一六一頁)、小川一茂「判批」判評六九二二号(二〇一六年)七頁以下(一二頁)、小谷真理「判批」判例地方自治四一七号(二〇一七年)七一頁以下(七四頁)、田村編・前註(1)二九〇一・二九三頁(田村)など、本稿は立ち入らない。

(8) なお、最判平成一八年六月一三日民集六〇巻五号一九一〇頁(以下、平成一八年最判)は、一九九九年地方分権改革前、機関委任事務として行われていた頃の被爆者援護法及びその前身の一つである原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(いわゆる原爆特別措置法)に定められていた健康管理手当(法二七条、原爆特別措置法五条)について、現在のような明文規定はなかったものの、このことを認めていた。

(9) 規則一条最後の括弧書きにより、広島市長・長崎市長に本文で述べている事務処理権限は与えられていない。

(10) 平成一八年最判も参照。また、厚生労働省の「原子爆弾被爆者対策」と題するウェブサイト(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/kenkou/genbaku/index.html)およびそこに付属するサイトも参照(二〇一八年二月三日最終確認)。ただしこれらのサイトは、このような管轄配分となる法的根拠を明示している訳ではない。これらの結果、国外居住者との関係における被爆者援護法上の事務処理に関しても、国は、金井利之のいう強制分業制を成立させていると言える。ただし、それは区域の観念を基本的には機能させつつも国内居住者に対する関係での分業体制とも異なる(国内居住者との関係での強制分業制につき、金井利之「対象住民側面から見た自治体・空間の関係」嶋田暁文ほか編(太田匡彦ほか著)『地方自治の基礎概念——住民・住所・自治体をどうとらえるか?』(二〇一五年)六九頁以下(八七・一〇一頁)を参照)。

(11) 二一で述べたところを参照。

(12) これに対し、福祉事業(法第三章第五節)、費用の支弁と負担(法第六章)、戸籍事項の無料証明(法四八条)は、自治事務である。

(13) 筆者による「地域における事務」に関する考察として、太田匡彦「区域・住民・事務——『地域における事務』の複合性格をめぐって」地方自治八〇七号(二〇一五年)二頁以下を参照。そこでは、「地域における事務」を、地方公共団体の構成

要素である区域と住民とに着目してこれらと関係づけながら考察する必要があること及びそこから観察結果を論じた（特に二二二頁）。本稿の問題関心はその延長にも位置づけられる。

(14) 居住地と住所は違うものとして意識的に用いられることがある。しかしその場合でも、生活の本拠のある住所が居住地であることが通常であろうとは考えられる（生活保護法一九条につき小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用』（一九五一年、復刻一九七五年）三〇七・三〇八頁）。本稿の問題関心からは典型を考えれば足りるので、この違いには立ち入らない。

(15) 太田・前註(13)では、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（いわゆる原発避難者特例法。以下、特例法ということがある）にいう特例事務（特例法五条、六条参照）及びそれ以外の事務で避難住民に関連する事務に着目した考察を行い、これらの特例事務については、まずは原則として、地方自治法二条二項にいう「その他の事務で法律……により処理することとされる」事務と一旦は位置づけるべきであろうとした上で、そうだととしても、特例事務の中に「地域における事務」に当たりうるものが含まれている可能性、あるいは特例事務が「その他の事務で法律……により処理することとされる」事務に該当するにしても、その中に「地域における事務」に近い性格を持つものがありうることも否定できないこと、したがって地方自治法二条二項にいう「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる」事務は、特例法が存在する現在では、自らの区域と切り離されているという意味で地域的な性格を持たない事務だけから構成される訳ではなく、「地域における事務」と連続性を持つ事務も存しうるようになっていくことを指摘した（同上四一二頁）。この分析と本文での記述との関係について註記しておく。特例事務については、日本の領域がすべて地方公共団体の区域に一方で重複なく他方で余すところなく分割され地方公共団体が遍在しているために、特例事務とされる事務の処理を本来担当すべき地方公共団体が観念され、故に特例法という別の根拠に基づいて特例事務の実際の処理を担当する地方公共団体に事務処理権限が移されているという関係に立つと把握でき、このため実際の処理を担当する地方公共団体は「その他の事務で法律……により処理することとされる」事務を処理していると理解しやすい。これに対し、今回検討している、国外居住被爆者に対する事務処理は、担当すべき地方公共団体を他に観念できず、被爆者援護法によって国内居住被爆者に対する事務処理と国外居住被爆者に対する事務処理とが統一的に義務づけられており、この点が異なる。

(16) 日本国内での最終住所所在地の市町村が管理する在外選挙人名簿に登録されることにつき、公職選挙法三〇条の五、三〇条の六。ただし、出生から満一八歳になるまで一度もいずれの市町村の住民基本台帳に登録されることがない、つまり日本国内に住所を有したことがない者は、本籍地の在外選挙人名簿に登録され（公職選挙法三〇条の五第一項括弧書き参照）、平成六年四月三〇日以前に日本を出国し、その後日本国内に居住していない者も、本籍地の在外選挙人名簿に登録される（公職選挙法附則六項、公職選挙法施行令附則二項）。この場合、地方公共団体は、本籍地があるという以上の関連を持たない者に関する事務を処理することになる。

(17) 太田匡彦「居住・時間・住民——地方公共団体の基礎に指定されるべき連帯に関する一考察」嶋田暁文ほか編・前註（10）二五頁以下（三八―四一頁）。

(18) 「国民健康保険法の改正に伴う海外における療養等に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療費支給事務の取扱等について」（平成一二年一二月二八日健医企発第三四号各都道府県・広島・長崎市原子爆弾被爆者援護担当部（局）長宛厚生省保健医療局企画課長通知）。

(19) 国民健康保険法五四条。「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成一二年一二月一三日保発第二二二号各都道府県知事宛厚生省保険局長通知）第2―IV―3も参照。

(20) 行政実務の標準的見解を示す松本英昭『新版逐条地方自治法（第九次改訂版）』（二〇一七年）三八―三九頁は、「地域」という用語を用いたのは、普通地方公共団体の包括的な自治権能を表現するため、単なる空間的な概念のみを表す用語でなく、普通地方公共団体の要素である「区域」「住民」「法人格と自治権」を含め、広い意味でとらえ得るような用語がふさわしいと考えられたからである。この文言を用いることにより、現に地方公共団体において処理されている事務のほとんど全てを含み得る広い概念として構成されている。このような意味で、ある事務がその区域内で場所的に完結しているかどうかではなく、住民を含め当該地域との合理的な関連性が認められれば、「地域における事務」であると考えられる」とする。このような理解からは、国外の事象・人々との関係での事務処理が当然に「地域における事務」に該当しなくなるとは言えない。

(21) 国外居住被爆者との関係での事務処理に関するものではないが、被爆者援護行政に関する国の関与の一例を具体的に報告するものとして田村和之「厚生労働省による地方自治体事務への介入・干渉——被爆者健康手帳等交付事務の処理に即して」賃

社一六九二号（二〇一七年）二六頁以下。

(22) 松本・前註(20) 三九頁は、前註20で引用した説明に加えて、地方自治法二条二項の規定は、「普通地方公共団体という種類の法人が『地域における事務』を広く処理する権能を有することを規定するのみであつて、排他的に権能を持つことを定めたものではない。『地方自治・筆者付加』法第一条の二に規定した国と地方公共団体との役割分担のあり方の基本を前提として、場合によつては、国が『地域における事務』を処理することは十分あり得る」とも述べる。

(23) 住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会。本文引用部は、同研究会運営要綱の第一（目的）からの引用である。なお、筆者は同研究会のメンバーであるが、本稿の問題意識・構想は同研究会とは別に得られたものである。

(24) 「移転した先で正当に地位を認められること、例えば住所を当然に認められ住民とされること」が自由の基底にある同一性証明との関係で持つ重要性につき、太田匡彦「住所・住民・地方公共団体」地方自治七二七号（二〇〇八年）二頁以下（一二―一三頁も参照）。

（東京大学大学院法学政治学研究科教授）